

抗告理由補充書

法廷等の秩序維持に関する法律違反

神戸市灘区高羽字楠丘一〇

申立人

松下

昇

右事件につき左記の通り抗告理由を補充する。

昭和四六年一月一五日

大阪高等裁判所

第四刑事部御中

記

一、昭和四五年一月二十九日に弁護人を代理人とする抗告申立書を提出したが、さらに仮装被告としての〈私〉が、抗告理由補充書を提出する意味のうち最大のもは、「私」という主語に、記号〈〉を付けたことに暗示されている。即ち、制裁裁判は、たんに松下昇という個人に対して、おこなわれたのではなく、まだ人定質問の終了していない被告団全体、とりわけ、退廷させられた四名と、拘束された三名（申立人の拘束に際して抗議した者が、さらに拘束されているが、この第三番目の拘束について公判調書は記述していない。）に対する措置と同質のものであり、この措置の批判をふくめて包括的に抗告していかうと考えるからである。

二、第一回公判の事実性は、添付した疎明資料、a、bを媒介にするとき、はじめて明確にとらえるのであるが、公判調書制裁裁判調書、決定書のいずれも、疎明資料a（このビラは、仮装した合唱隊の歌声と共に

配布され、権力にしいられた被告団を止揚する新しい仮装被告団の誕生を準備した。)については、全く記述しておらず、疎明資料bについても、表面的な記述があるのみで、その表現行為が裁判過程でもつ重大な意味(法的な時II空間がしていくる力としてのへへ)をふり払っていくこと等……)にふれていない。それゆえ、制裁裁判の決定は極めてあいまいな根拠しか持ちえないのである。

三、制裁裁判については、その調書に

①秘密裁判の途中に、ある入口から二名の傍聴人が入廷し、警備員によって暴力的に排除されたこと。

②弁護人、被告人の陳述より前に一方的な決定が宣告されていること。

③申立人と共に拘束されていた二名を何の説明もなく釈放していること。

に関する記述がない。これはたんに記述の不備、欠落にとどまらず、制裁裁判制度そのものの不当性を示している。

四、十二月二四日のEVE斗争(クリスマス・イブの「イブ」というよりは、なにかの前夜という意味でのEVE)を創出・表現した人間たちは、制裁裁判の決定が法令の適用を誤っているかどうか、憲法に違反するかどうかについての判断だけを求めているのではない。もちろん、それについての判断を貴裁判所が職務としておこなうことを求めるけれども、それ以上に、不正確な文書にもとづいて、法体系に呪縛されつつ職務を果すときの苦痛を対象化することが、この裁判にかかわる全ての人間たちのためにも必要とされているのである。

五、抗告申立書および補充書に対する決定書(棄却するにしてもその理由書)は、これからの裁判過程に深い関係をもつものであるから、次回公判(一月二十二日)までに申立人あてに送付されるよう要望する。

六、……………